

株式分割に関する基準日設定公告

平成 29 年 12 月 12 日

株主各位

東京都新宿区西新宿一丁目 14 番 11 号
シュッピン株式会社
代表取締役社長 小野 尚彦

当社は、平成 29 年 11 月 6 日（月曜日）開催の取締役会において、平成 30 年 1 月 1 日（月曜日）をもって、当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 29 年 12 月 31 日（日曜日）と定めましてので公告いたします。なお、基準日である平成 29 年 12 月 31 日（日曜日）は休日扱いとなるため、実質的には平成 29 年 12 月 29 日（金曜日）となります。

また、上記株式分割に伴い会社法第 184 条第 2 項に基づき、平成 30 年 1 月 1 日（月曜日）をもって、当社定款第 5 条を変更し、発行可能株式総数を 20,000,000 株増加して、40,000,000 株といたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 平成 30 年 1 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- 住所変更、改姓名等各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。